

選挙のあれこれ Vol.4

～全6回シリーズで選挙に関する記事を掲載します～

選挙管理委員会から町に

町選挙管理委員会は12月1日、町に対し「道の駅那須高原友愛の森への期日前投票所設置に関する要望書」を提出しました。



左から和久井委員、大森委員、町長、丸田委員長、新巻委員

選挙が行われる際、現在は役場および高原公民館に期日前投票所を設けています。期日前投票制度が普及してきましたが、投票率や有権者の利便性の向上などが課題となっています。

このような状況を踏まえ、高原公民館期日前投票所の高原地域の中心部である「道の駅那須高原友愛の森」への変更とバリアフリー化により、有権者の利便性を高め、投票しやすい環境整備への協力を要望しました。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
☎72・6927

新しく 給付型奨学資金制度が始まります！



令和6年度に大学や短大、専修学校等への進学または在学する方に、返還の必要がない奨学資金を給付します。

▼対象 優秀な青少年で経済的理由により修学できない方

▼給付内容
・給付額 300,000円
・給付回数 1人1回限り

・給付人数 2人(1年度内)

※給付者の選定は奨学生選考委員会で決定します。

▼受給資格
①那須町に6カ月以上居住する方
またはその被扶養者で、学習成績評定平均値が、5段階評価で4・0以上である方

②学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある方

③本人の属する世帯で、父母またはこれに代わって家計を支えている人の令和4年中の認定所得金額が収入基準額以下である方
④本人の属する世帯で町税を滞納していないこと
⑤学校教育法の規定に基づく短期大学、大学、専修学校または学位取得を目的として、海外に所在する短期大学、大学等で令和6年4月に入学または在学する方
⑥大学を卒業後、町内に5年間居住する方(毎年、現況届を提出する必要があります)

※5年間定住しない場合は、全額返還する必要があります。
※那須町貸与型奨学資金と併用可能です。
▼提出書類 願書、出身校または在学校長の推薦調書、自己推薦書、進学校の合格通知の写しまたは在学証明書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の所得証明書、同意書(家族の収入、町税の納付状況確認)
▼申込期限 2月9日(金)
※給付型奨学資金は「社会医療法人博愛会 普間記念病院」からの寄付金を原資としています。
▼申込み・問合せ
学校教育課庶務管理係
☎72・6922

12月議会定例会

一般会計補正予算など 18議案を可決

令和5年第7回那須町議会定例会が11月30日から12月13日までの14日間開催され、18議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【那須町奨学資金給付条例制定】
経済的理由で修学困難な子どもへの支援として、返還の必要がない給付型奨学資金制度を新設するため、新たに条例を制定するものです。
【那須町企業誘致及び立地促進条例案の一部改正】

企業誘致推進のため、企業誘致関係の奨励金交付要件等の見直しと、企業誘致による雇用機会の拡大に伴う働き手の定住促進のため、集合住宅建築への奨励金を交付するための改正を行うものです。

【指定管理者の指定】
令和6年度からの那須町立図書館の指定管理者について、引き続き「株式会社図書館流通センター」が指定されました。

【一般会計補正予算(6・7号)】

ふるさと納税の目標額10億円の受け入れに係る経費や、物価高騰に対する住民税非課税世帯への支援として実施する、令和5年度住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料等価格高騰重点支援給付金事業に係る経費等を令和5年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、15億1,630万円が追加され、157億5,320万円となりました。



ホームページ